

◎生活福祉資金特例貸付における償還免除について

埼玉県社会福祉協議会より、令和4年3月31日までに「緊急小口資金」「総合支援資金初回貸付」を申請された方に「償還免除対象となる特例貸付について」が順次発送されています。

免除の対象になる方は「免除申請」を、対象にならない方は「償還手続き（預金口座振替依頼書の手続き）」をお願いします。

※償還免除等の詳細については、埼玉県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

→[生活福祉資金特例貸付における償還免除について \(Information on Exemption of Small and Comprehensive Loan\) | 埼玉県社会福祉協議会 \(fukushi-saitama.or.jp\)](#)

【償還免除等に関する問い合わせ先】

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

電話番号 050-2018-1839（受付時間 平日9:00～17:00）